

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第8号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

別表1の項中「7,194円」を「7,494円」に、「8,820円」を「9,090円」に、「11,481円」を「11,703円」に、「12,990円」を「13,152円」に、「15,534円」を「15,573円」に、「16,563円」を「16,602円」に改め、同表2の項中「6,240円」を「6,459円」に、「7,260円」を「7,422円」に、「8,943円」を「9,081円」に、「10,443円」を「10,539円」に、「11,451円」を「11,505円」に、「11,844円」を「11,865円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給す

べき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。